

# 平成 30 年度 試作品開発助成事業(次世代自動車)

## 募集要項

平成 30 年 11 月

公益財団法人静岡県産業振興財団

## 1 事業目的

公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。)は、EV 化(電気自動車)、自動運転化などに対応するため、次世代自動車分野に関する自社の技術力を広く情報発信するために使用するサンプル品の製作を行う事業に対して、助成します。

## 2 対象者

① 静岡県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する中小企業者、中堅企業

ア 中小企業者

- i 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定するもの)
- ii 中小企業団体(信用協同組合を除く)(中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの)
- iii その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業であるもの

イ 中堅企業

中小企業基本法第2条第1項に該当しない企業のうち、売上高が1,000億円未満または従業員が1,000人未満の企業をいう

②応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

## 3 助成率・助成限度額

助成率は助成対象経費の2分の1以内、200万円を限度とする。

## 4 助成対象とする期間

交付決定日～平成31年2月末日まで。

## 5 助成対象とする経費

経費	補足説明
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用に要する経費 * サンプル品製作を行うために必要不可欠なものに限る。
外注加工費	設計図などの自社からの指示で、外部へ加工依頼することに要する経費
コンサルタント料	専門的な知識等を有した者に依頼し、当該事業に係る必要事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
委託費	当該事業に必要な調査・分析、研究開発、設計等を研究機関や企業等へ委託または共同研究する際に支払われる経費
通信運搬費	当該事業に必要な郵便代、運送代。 ※原材料などの調達における送料は対象外。
調査研究費	当該事業に必要な調査研究に支払われる経費 (打合せの旅費・会場借用料等を想定)
消耗品費	当該事業に必要な事業執行のためだけの用途が特定できる消耗品費

### ○経費に関する補足説明

当該事業に直接必要な最小経費であり、助成対象期間(交付決定日～平成31年2月末日)中に支出(手形

の場合は決済完了)する経費とする。  
消費税、振込手数料、人件費は対象外。

## 6 申請の手続き

- (1) 提出書類 \* 申請書式は HP からダウンロードしてください。
- ア 申請書一式 (様式第 1 号交付申請書、様式第 2 号事業計画書) …各 7 部 (正本 1 部、写 6 部)
  - イ 様式第 3 号反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書… 1 部
  - ウ 直近 2 ヶ年の決算報告書…各 7 部
  - エ 会社案内(事業紹介、会社案内等)…各 7 部
  - オ 直近期の県税納税証明書… 1 部※静岡県の各財務事務所で取得して下さい。
  - カ 確認書… 1 部

注 1) 「決算報告書」とは次に掲げるものをいう

貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費および一般管理費の明細・株主資本等変動計算書

注 2) 「直近期」の基準日は申請日とする

注 3) 「県税納税証明書」の必要記載事項は次のとおりとする

個人の場合…個人事業税 法人の場合…法人事業税・法人県民税

- (2) 募集期間 平成 30 年 11 月 12 日 (月) ～ 平成 30 年 12 月 7 日 (金) 正午必着  
※事前相談：平成 30 年 11 月 30 日 (金) までに受けて下さい。

(3) 申請相談・受付場所

書類は、郵送(メール便等も可)または持参とします。

持参以外の場合は、送った記録が残る方法(書留等)で行ってください。

### 【問合せ・申請先】

〒420-0853

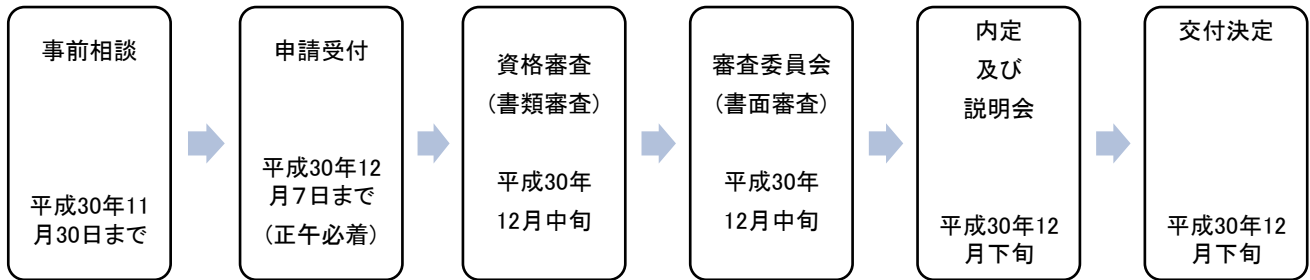
静岡県静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4 階

(公財) 静岡県産業振興財団 産業創出支援グループ 研究開発支援チーム

[TEL] 054-254-4512 [FAX] 054-251-3024

[E-mail] sangyou@ric-shizuoka.or.jp

## 7 スケジュール(予定)



### 【事前相談】

- (1) 平成30年11月30日(金)までに受けてください。
- (2) 各助成事業の趣旨や助成対象経費等について理解をいただく為大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書類等を、あらかじめ担当事務局にEメール又は直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。
- (4) 申請企業からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。  
(対象外経費の計上等)

## 8 審査基準

次世代自動車分野に関する取組について、以下の基準により審査します。

- ア 事業の実行力
- イ 自社技術の優位性・サンプル品の妥当性
- ウ 助成事業計画の実現可能性・妥当性
- エ PRしたい技術の市場性、今後の展開
- オ 予算の妥当性

## 9 申請にあたっての留意事項

※申請いただいた場合、下記事項に同意したものと判断致します。

「試作品開発助成金(次世代自動車)交付要綱」の内容を必ずご確認ください。

### 【申請に関して】

- (1) 提出された申請書類は返却しません。
- (2) 締切後の提出書類に関する追加・変更・訂正等には応じかねます。
- (3) 応募状況、審査結果等に関するお問合せには一切応じません。
- (4) 相談・審査会・説明会にかかる経費(交通費等)は、自己負担とさせていただきます。
- (5) 静岡県税等を滞納している場合は、対象となりません。
- (6) 同一・類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金・補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは対象になりません。
- (7) 申請は事業全体で1社1件に限ります。

#### 【採択後】

- (8) 提出された申請書・報告書等は事務局での厳正なる管理下におかれ、試作品開発助成金（次世代自動車）に係る活動以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申請者名・所在地及びテーマ名・概要等が産業財団のHP・成果集等で公表されます。書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申請者の判断によりお願いします。
- (9) 事業計画に記載した経費で交付決定したものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (10) 助成事業者は、助成期間終了後も事業推進に努める必要があり、2年間、毎年度終了後に過去1年間分の成果状況に係る「成果報告」の義務があります。
- (11) 助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないことがあります。
- (12) 事業内容及び成果は、静岡県・産業財団等が主催する催事での展示や作成する各種発行物での記事掲載などの協力をしていただきます。
- (13) 事業実施に伴う成果物や経理書類等については、事業終了後5年間保存していただきます。助成事業期間中もしくは助成事業終了後に行われる検査・監査等により不適切な事項が判明した場合、たとえ助成金の交付または交付決定がなされたものであっても、交付された助成金の一部または全額の返還請求を受けたり、または交付決定自体が取り消しとなることがあります。